

日本認知症予防学会神奈川県支部 規約細則

(会費規則)

【総則】

第1条 この規則は、日本認知症予防学会神奈川県支部（以下「本支部」という）規約第26条の規定により、本支部の会費について定めるものとする。

2 会費については、本支部の規約に定められたことのほかはこの規則による。

【会費】

第2条 本支部の会費は次のとおり定める。

支部役員（医師）	年額	2, 0 0 0 円
支部役員（医師以外）	年額	2, 0 0 0 円
正会員（医師）	年額	2, 0 0 0 円
正会員（医師以外）	年額	2, 0 0 0 円
賛助会員	一口	3 0, 0 0 0 円

2 会費は当該会計年度の間で本支部事務局より指定された方法並びに期日内に年額の全額を一括で納めなければならない。

【規則の改廃】

第3条 この規則の改廃を図る場合は、本支部役員会の決議を経て、総会において決定する。

【附則】

この規則は、平成28年11月 1日より施行する。

【改訂履歴】

令和8年4月23日 支部役員・正会員 会費年額の変更(旧：各1,000円)